証券コード　2349
平成27年６月10日

株　主　各　位

千葉県香取市玉造三丁目１番５号
株式会社エヌアイデイ
代表取締役社長　鈴　木　清　司

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月25日（木曜日）午前11時
２．場　　所　　千葉県香取市佐原イ525－１
　　佐原商工会議所　４階大ホール
　　（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項　　１．第48期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第48期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役８名選任の件
　　第４号議案　監査役２名選任の件
　　第５号議案　補欠監査役１名選任の件
　　第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.nid.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策等の効果により円安・株高傾向が継続し、企業の収益や雇用に改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、消費税増税後の個人消費の回復の遅れや海外経済の下振れ等の懸念などにより先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報サービス業界においては、景況感の改善に伴い企業のＩＴ投資は緩やかな増加傾向で推移しました。

こうした状況の中、当社グループは、通信システム事業、情報システム事業、ネットワークソリューション事業、データエントリー事業の基幹４事業の持続的成長と拡大を目指し、ＩＴの進化や市場の変化に柔軟に対応し、市場成長が見込まれる分野に注力するとともに各事業間で有機的な連携を図りながら、顧客満足度が最大となるようなサービスの提供に取組みました。また、これら基幹事業に加えて、ＩＴを取り巻く急速な環境の変化に的確に対応するためにオープンイノベーションを継続的に推進し、他社とのアライアンスを含めたＩＴの新たな活用方法や価値の高いサービスなど独自のプロダクトやソリューションの創出を目指しております。

このような取組みの結果、売上面では、通信システム事業の受注が厳しい状況にあった前期に比べ改善したことや、ネットワークソリューション事業の受注が堅調に推移したこと、東日本大震災の影響で落ち込んでいたNID東北の受注回復等により、前期を上回りました。利益面では、NID東北における一部不採算案件の発生により、営業利益は前期を下回りました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高16,228百万円（前期比0.7％増）、営業利益1,415百万円（同1.8％減）、経常利益1,558百万円（同3.9％増）となりました。また、上記に加えて特別損失が減少したこと等により、当期純利益791百万円（同22.3％増）となりました。

なお、売上高、経常利益、当期純利益につきましては過去最高を更新しました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

【通信システム事業】

当事業では、自動車関連、医療関連の受注が増加しました。この結果、売上高は3,791百万円（前期比4.6％増）、営業利益は263百万円（同36.1％増）となりました。

【情報システム事業】

当事業では、損保関連の大型開発プロジェクトが一段落し、売上高は3,833百万円（同4.4％減）、営業利益は580百万円（同0.5％減）となりました。

【ネットワークソリューション事業】

当事業では、運輸業や生損保等の主要顧客からの受注が堅調に推移しました。この結果、売上高は4,855百万円（同3.8％増）、営業利益は368百万円（同11.9％増）となりました。

【ＮＩＤ・ＩＳ】

当事業では、システム開発の受注は安定的に推移しましたが、データエントリーでは電力関連の受注が減少しました。この結果、売上高は2,525百万円（同4.7％減）、営業利益は216百万円（同0.6％増）となりました。

【ＮＩＤ・ＩＥ】

当事業では、政府の労働者派遣法改正に向けた動きによる影響等もあり、売上高は596百万円（同11.5％減）となりました。一方、利益面ではコスト削減に努めたことにより、営業利益は39百万円（同3.2％増）となりました。

【ＮＩＤ東北】

当事業では、東日本大震災の影響で落ち込んでいた電力関連の主要顧客からの受注が回復しました。この結果、売上高は626百万円（同30.1%増）となりました。一方、利益面では一部不採算案件が発生したことにより、営業利益は6百万円（同86.3%減）となりました。

【売上高内訳】

セグメント別	前連結会計年度（平成26年３月期）		当連結会計年度（平成27年３月期）		前期比増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
通信システム事業	3,625	22.5	3,791	23.4	165	4.6
情報システム事業	4,007	24.9	3,833	23.6	△174	△4.4
ネットワークソリューション事業	4,679	29.0	4,855	29.9	175	3.8
ＮＩＤ・ＩＳ	2,650	16.4	2,525	15.6	△125	△4.7
ＮＩＤ・ＩＥ	673	4.2	596	3.7	△77	△11.5
ＮＩＤ東北	481	3.0	626	3.8	145	30.1
計	16,119	100.0	16,228	100.0	109	0.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は78百万円であります。

その主なものは、当社における、車両運搬具15百万円、株式会社ＮＩＤ・ＩＳにおける、事務所移転に伴う建物及び構築物33百万円等の設備投資であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　分	第 45 期 (平成24年３月期)	第 46 期 (平成25年３月期)	第 47 期 (平成26年３月期)	第 48 期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高	14,824,055	15,531,922	16,119,498	16,228,783
経常利益	899,332	1,090,400	1,500,287	1,558,674
当期純利益	328,934	585,889	646,785	791,165
１株当たり当期純利益(円)	86.89	154.77	170.86	209.00
総資産	11,108,738	11,741,699	12,204,957	13,597,946
純資産	6,264,430	6,929,814	7,386,781	8,348,968

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社ＮＩＤ・ＩＳ	30,000	100.0	システム開発事業、情報処理サービス事業
株式会社ＮＩＤ東北	30,000	100.0	システム開発事業
株式会社ＮＩＤ・ＩＥ	30,000	100.0	システム開発事業、情報処理サービス事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経済情勢の急激な変化並びにＩＴの急速な進歩に伴ったニーズの変化に迅速に対応し、顧客の期待に最大限応えるために、経営の合理化・効率化を推し進め収益力の一層の向上を図り、継続的な企業価値の増大を目指してまいります。

この基本的な方向に沿って、以下の課題を重点的に推進してまいります。

① 技術力強化による市場ニーズへの迅速な対応

非常に速いスピードで変化するＩＴと多様化する市場ニーズに対応するため、積極的に最新ＩＴ技術に対応できる技術者の育成を図っております。これにより市場競争力を高め付加価値の高い業務の受注拡大を目指します。また、技術力の見える化を推し進め、技術者データベースを構築し運用しております。

② 経済環境の変化に対応する営業力の強化

提案型のソリューション営業へシフトし、営業主導による受注を目指すとともに、タイムリーな情報収集により的確な市場ニーズを社内へ提供し、営業と現業部門が一体となった営業展開を進めてまいります。

③ 品質向上への取組み

プロジェクト管理の徹底と品質向上への取組みとして、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001をグループ全社で取得し、品質保証体系の確立や技術の進歩に応じたソフトウェア開発プロセスの改善・強化、人材の育成を実施しております。具体的にはNQS＝NID Quality

Management Systemを策定し、経営の視点を含め、全社一丸でプロジェクトマネジメントを実施する仕組みを持ち、高品質を実現し、顧客に付加価値を提供し、顧客満足度向上を目指します。

④ 人事・賃金制度の改革と人材開発の実践

社員一人ひとりの高付加価値化と専門技術者集団化を目的とした、成果主義に基づく人事施策を引き続き実施し、更に急速に変革するＩＴに対応できる技術者を育成し戦力化するために、社員毎に体系的なキャリア開発プランを実践しております。

⑤ 情報セキュリティへの取組み

当社グループ各社で情報セキュリティにつきましては国際規格であるISO27001を、個人情報保護につきましてはプライバシーマークを認証取得しております。これら情報セキュリティへの取組みは、顧客へのサービス向上や企業の社会的責任遂行のために必要不可欠な経営課題と認識し、維持向上に努めます。

⑥ 環境保全への取組み

当社において環境マネジメントシステムを導入し、国際規格であるISO14001を認証取得しております。今後も省エネルギー・省資源の推進、廃棄物の削減及びグリーン調達等の環境負荷軽減を始めとして、ソフトウェアの設計・開発業務において、環境に貢献できる仕組み作りに向けた活動を展開してまいります。

⑦ ＩＴの進化に対応した新たなサービスの創出

スマートフォンやタブレット、クラウドサービス等の普及が進む中、ＩＴを取り巻く世界が急激に変化をしております。当社グループは、これら進化するＩＴに対応した新たな活用方法や価値の高いサービス等、独自のプロダクトやソリューションを創出することが課題となります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社３社並びに持分法適用関連会社１社を含む５社で構成されており、システム開発事業（通信システムのソフトウェア開発、情報システムのソフトウェア開発）及び情報処理サービス事業（ネットワークソリューション、データ入力、その他）を主たる業務としております。

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

当社	本社	東京都中央区
	埼玉営業所	埼玉県さいたま市
	名古屋オフィス	愛知県名古屋市
株式会社ＮＩＤ・ＩＳ	本社千葉事業所	千葉県船橋市
	佐原事業所	千葉県香取市
株式会社ＮＩＤ東北	本社	宮城県仙台市
株式会社ＮＩＤ・ＩＥ	本社	東京都新宿区

（注）当社の登記上の本店所在地は、千葉県香取市玉造三丁目１番５号であります。

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
通信システム事業	256名	3名増
情報システム事業	195名	4名減
ネットワークソリューション事業	384名	13名減
その他共通部門	74名	2名減
ＮＩＤ・ＩＳ	273名	1名減
ＮＩＤ・ＩＥ	108名	8名減
ＮＩＤ東北	76名	―
合計	1,366名	25名減

（注）上記の他、パート社員が207名おります。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
909名	16名減	36.8歳	14.6年

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事実はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　17,479,320株
② 発行済株式の総数　4,369,830株
③ 株主数　1,135名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
小森俊太郎	6,304百株	16.6%
小森孝一	5,492百株	14.5%
エヌアイデイ従業員持株会	3,809百株	10.0%
株式会社クリエートトニーワン	2,337百株	6.1%
小澤忍	1,500百株	3.9%
鈴木清司	1,040百株	2.7%
一般財団法人小森文化財団	1,000百株	2.6%
馬場常雄	730百株	1.9%
菅井源太郎	724百株	1.9%
小森都子	605百株	1.5%

（注）１．当社は、自己株式を584,279株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	小森孝一	一般財団法人小森文化財団 代表理事
代表取締役社長	鈴木清司	
代表取締役専務	小森俊太郎	株式会社ＮＩＤ・ＩＳ 取締役 株式会社ＮＩＤ東北 取締役 株式会社ＮＩＤ・ＩＥ 取締役
常務取締役	馬場常雄	管理本部長 兼 情報管理室長 株式会社ＮＩＤ・ＩＳ 代表取締役 株式会社ＮＩＤ東北 取締役 株式会社ＮＩＤ・ＩＥ 取締役
取締役	北雅昭	事業本部長 株式会社ＮＩＤ・ＩＳ 取締役 株式会社ＮＩＤ東北 取締役 株式会社ＮＩＤ・ＩＥ 取締役
取締役	田辺学	営業本部長 株式会社ＮＩＤ・ＩＳ 取締役 株式会社ＮＩＤ東北 取締役 株式会社ＮＩＤ・ＩＥ 取締役
取締役	下山和郎	財経部長
取締役	盛満敏昭	ネットワークソリューション事業部長 株式会社ＮＩＤ・ＩＥ 代表取締役
取締役	石井廣	通信システム事業部長 株式会社ＮＩＤ東北 代表取締役
取締役	濱田清	弁護士 濱田法律事務所 代表
常勤監査役	千保郁夫	
監査役	菅井源太郎	香西林産株式会社 代表取締役
監査役	石引庄一	

（注）１．取締役濱田清氏は、社外取締役であります。
２．監査役菅井源太郎氏及び監査役石引庄一氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役濱田清氏、監査役菅井源太郎氏及び監査役石引庄一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した監査役

氏　　名	退　任　日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
濱田　　清	平成26年６月25日	辞　　任	社　外　監　査　役

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　　締　　役 （うち社外取締役）	10名 (1名)	442百万円 (4百万円)
監　　査　　役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	15百万円 (7百万円)
合　　計	14名	457百万円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成15年６月27日開催の第36期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成９年６月26日開催の第30期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
４．当事業年度末日現在の取締役は10名（うち社外取締役は１名）、監査役は３名（うち社外監査役は２名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成26年６月25日に辞任により退任した社外監査役１名が含まれるためであります。
５．上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額114百万円（取締役10名分113百万円、監査役４名分0百万円（うち社外監査役３名分0百万円））。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役濱田清氏は、濱田法律事務所の代表であります。
当社と同事務所との間には、特別な関係はありません。
・監査役菅井源太郎氏は、香西林産株式会社の代表取締役であります。
当社と同社との間には、特別な関係はありません。
・監査役石引庄一氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　濱田　　清	当事業年度において、平成26年６月25日に監査役を退任するまでに開催された取締役会４回（定例３回、臨時１回）全てに出席、監査役会４回（定例３回、臨時１回）全てに出席しております。 また、平成26年６月25日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回（定例９回、臨時４回）のうち12回に出席しております。当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役　菅井源太郎	当事業年度に開催された取締役会17回（定例12回、臨時５回）のうち15回に出席、監査役会13回（定例12回、臨時１回）のうち12回に出席し、両会議において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役　石引　庄一	平成26年６月25日に監査役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回（定例９回、臨時４回）のうち12回に出席、監査役会９回（定例９回）全てに出席しております。当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、当社定款において会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新宿監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

（注）１．当社の全ての子会社につきましても新宿監査法人が会計監査人となっております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、内部統制システム構築の基本方針として決定しております。その概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令遵守及び企業倫理に基づいた公正な企業活動の徹底を図るべく、社長を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、一定の重要な意思決定を伴う事項については同委員会で審議する。

② 当社グループのコンプライアンスに対する基本ポリシーを策定し、役員及び社員が主体的に法令遵守を意識して業務に取り組むよう周知・教育する。

③ 組織から独立した社長直轄の監査室を設置し、当社グループの日常業務の適切性・信頼性及び効率性、法令の遵守状況等について内部監査を実施する。

④ 法令に違反する行為を当社グループ社員等が発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。社外弁護士及び当社総務部を「ＮＩＤグループホットライン」と称した通報窓口とし、ホットラインの責任者（総務部長）は、通報内容を社長及び内部統制委員会に報告する。通報は匿名でも受け付け、通報者に不利益な取扱いをしない。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報（議事録・稟議書・契約書等）を、法令及び社内規程に基づき、文書により保存する。

② 文書の保存期間その他の管理体制については文書管理規程による。

③ 監査役が求めたときは、取締役または使用人はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理全般に係る規程と対応マニュアルを制定する。

② 事業リスクについては「リスクプロジェクト対策委員会」を組織して、リスク発生の未然防止及びその拡大を防ぐための活動を行う。

③ 情報リスクについては「情報セキュリティ委員会」を組織して、施策を決定し、役員及び社員に周知・教育を行う。

④ 有事においては、社長を本部長とする「対策本部」が統括して危機管理にあたる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況について監督等を行う。

② 業務の運営については、各事業部長が将来の事業環境を見据え中期事業計画及び各年度予算を立案し、その内容を予算委員会で審議し目標予算を設定する。また、目標予算が当初の予定通りに進捗しているか業績管理を行う。

5．会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 内部統制委員会は、当社グループ全体の内部統制（コンプライアンス及びリスク管理を含む）を統括・推進する。

② 子会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規程を定めて、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

③ 子会社には当社役職員を役員として派遣し、子会社の管理・監督を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項・補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、その職務を補助する監査役スタッフを置くこととし、その人事については独立性を考慮したものとし、取締役と監査役が意見交換する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、下記に定める事項を監査役に報告する。

① 取締役会に付議された案件
② 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
③ 監査室が実施した内部監査の結果
④ 上記のほか監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会や定例幹部会議のほか、内部統制委員会やリスクプロジェクト対策委員会等の重要な会議に出席することができ、必要に応じて取締役や使用人より報告を求めることができる。
② 監査役は、監査室より内部監査の結果報告を受け、または特定事項に関し調査の依頼を監査室の担当責任者に求めることができる。
③ 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行い、また顧問弁護士より随時必要な時にアドバイスを求めて、外部の専門家と連携を図る。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

経営活動の障害となる反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対応し、決して妥協することなく一切の関係を遮断することを基本方針とする。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に対しては、当社管理本部総務部を対応統括部署として、組織的に毅然とした対応を行うこととし、適宜弁護士と協議できる体制も構築している。

社員への周知、教育面では、反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応することを行動基準の１つに設け、社員はこの行動基準を社員証と併せて携帯しており、全社員向けｅラーニングや新入社員研修、階層別研修においても徹底を図っている。

10．財務報告の適正性を確保するための体制

① 企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施状況の設定（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

② 組織から独立した代表取締役社長が直轄する監査室が、内部統制の運用状況の有効性について定期的・継続的に評価を行っている。

(6) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,800,839**	**流動負債**	**2,554,899**
現金及び預金	6,334,240	買掛金	387,978
受取手形及び売掛金	2,493,784	未払金	315,276
有価証券	101,063	未払費用	116,155
仕掛品	318,033	未払法人税等	411,418
未収入金	110,324	未払消費税等	411,542
繰延税金資産	361,853	賞与引当金	847,619
その他	81,538	その他	64,908
固定資産	**3,797,107**	**固定負債**	**2,694,078**
有形固定資産	**256,059**	退職給付に係る負債	2,077,768
建物及び構築物	162,353	役員退職慰労引当金	555,250
その他	93,705	資産除去債務	37,547
無形固定資産	**133,437**	その他	23,512
ソフトウエア	98,846	**負債合計**	**5,248,978**
その他	34,590	**純資産の部**	
投資その他の資産	**3,407,610**	**株主資本**	**7,898,322**
投資有価証券	2,533,289	**資本金**	**653,352**
繰延税金資産	531,931	**資本剰余金**	**488,675**
差入保証金	248,941	**利益剰余金**	**7,982,725**
その他	93,448	**自己株式**	**△1,226,430**
		その他の包括利益累計額	**450,646**
		その他有価証券評価差額金	**439,397**
		退職給付に係る調整累計額	**11,248**
		純資産合計	**8,348,968**
資産合計	**13,597,946**	**負債純資産合計**	**13,597,946**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,228,783**
売上原価		**12,944,734**
売上総利益		**3,284,049**
販売費及び一般管理費		**1,868,874**
営業利益		**1,415,174**
営業外収益		
受取利息	92	
受取配当金	58,983	
保険事務手数料	4,556	
受取保険金	5,331	
投資有価証券売却益	31,846	
投資事業組合運用益	23,422	
助成金収入	25,214	
その他	10,595	160,043
営業外費用		
支払利息	1,485	
投資事業組合管理料	3,167	
投資有価証券売却損	457	
持分法による投資損失	4,586	
租税公課	6,615	
その他	231	16,543
経常利益		**1,558,674**
特別利益		
固定資産売却益	2,247	2,247
特別損失		
固定資産除却損	1,053	
投資有価証券評価損	3,020	
事務所移転費用	11,791	
退職給付費用	847	
特別退職金	25,884	
その他	332	42,928
税金等調整前当期純利益		**1,517,993**
法人税、住民税及び事業税	595,509	
法人税等調整額	131,318	726,828
当期純利益		**791,165**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	653,352	488,675	7,295,103	△1,226,430	7,210,700
会計方針の変更による累積的影響額			66,806		66,806
会計方針の変更を反映した当期首残高	653,352	488,675	7,361,910	△1,226,430	7,277,507
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△170,349		△170,349
当期純利益			791,165		791,165
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	620,815	－	620,815
当期末残高	653,352	488,675	7,982,725	△1,226,430	7,898,322

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	157,703	18,377	176,081	7,386,781
会計方針の変更による累積的影響額				66,806
会計方針の変更を反映した当期首残高	157,703	18,377	176,081	7,453,588
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△170,349
当期純利益				791,165
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	281,693	△7,129	274,564	274,564
連結会計年度中の変動額合計	281,693	△7,129	274,564	895,380
当期末残高	439,397	11,248	450,646	8,348,968

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	３社
・連結子会社の名称	株式会社ＮＩＤ・ＩＳ 株式会社ＮＩＤ東北 株式会社ＮＩＤ・ＩＥ

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数	１社
・非連結子会社の名称	ＵＦ15M有限責任事業組合
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、規模が小さく、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数	１社
・会社の名称	日本テクト株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社及び関連会社の数	３社
・会社の名称	ＵＦ15M有限責任事業組合 北京拿宝環球文化交流有限公司 株式会社Studio Ousia
・持分法を適用しない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　３年から39年

車両運搬具及び工具、器具及び備品　　２年から20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウェア　　見込販売収益に基づく償却額と見込販売有効期間（３年以内）に基づく均等配分額のいずれか大きい金額を計上しております。

・自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　　定額法によっております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産　　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ．役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の金額を計上しております。

過去勤務費用は、当社では、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により、連結子会社では、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、当社では、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から、連結子会社では、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が103,801千円減少し、利益剰余金が66,806千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．会計上の見積りの変更に関する注記

（退職給付債務の計算方法に係る見積りの変更）

当連結会計年度より、連結子会社において、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更は、より合理的な数理計算による退職給付債務の算定を行うことにより、適切な引当金の計上及び期間損益の適正化を図るためであります。

この変更に伴い、当連結会計年度の期首における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額847千円を退職給付費用として特別損失に計上するとともに、税金等調整前当期純利益が同額減少し、退職給付に係る負債が同額増加しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　257,872千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,369,830株	－株	－株	4,369,830株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	584,279株	－株	－株	584,279株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成２６年６月２５日定時株主総会	普通株式	170,349千円	45円	平成26年３月31日	平成26年６月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成２７年６月２５日定時株主総会	普通株式	177,920千円	47円	平成27年３月31日	平成27年６月26日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備投資資金等を自己資金で賄っておりますが、必要に応じて短期の運転資金等を銀行借入により調達しております。一時的な余資は流動性及び安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブはリスクを回避するために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針としております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、業務上の関係を有する企業の株式、投資信託及び出資金等であり、事業推進目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１か月以内の支払期日となっております。借入金は、主に短期の運転資金の調達によるもので、借入期間はすべて３か月以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に基づき、営業債権については、主要な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの支払期日や債権残高管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により貸倒リスクの軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、本社経理部門統括の下、各社にて資金繰計画を適時作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)を参照ください)。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	6,334,240	6,334,240	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,493,784	2,493,784	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,308,673	2,308,673	－
資産計	11,136,699	11,136,699	－
(1) 買掛金	387,978	387,978	－
(2) 未払金	315,276	315,276	－
(3) 未払法人税等	411,418	411,418	－
負債計	1,114,673	1,114,673	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	325,679

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	6,334,240	－	－	－
受取手形及び売掛金	2,493,784	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	－	－	－	－
(2) その他	－	－	100,000	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 国債・地方債等	－	－	－	－
(2) その他	16,405	64,497	－	－
合計	8,844,431	64,497	100,000	－

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,205円48銭

(2) １株当たり当期純利益　209円00銭

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,719,954**	**流動負債**	**2,095,173**
現金及び預金	3,872,150	買掛金	503,383
受取手形	17,959	未払金	178,652
売掛金	1,988,142	未払費用	86,874
有価証券	101,063	未払法人税等	357,166
仕掛品	299,547	未払消費税等	286,590
未収入金	108,201	預り金	43,517
前払費用	51,403	賞与引当金	633,944
繰延税金資産	271,016	その他	5,043
その他	10,470	**固定負債**	**2,237,561**
固定資産	**3,087,029**	退職給付引当金	1,676,550
有形固定資産	**180,873**	役員退職慰労引当金	547,750
建物	106,251	資産除去債務	12,028
その他	74,622	その他	1,232
無形固定資産	**117,183**	**負債合計**	**4,332,734**
ソフトウエア	85,081	**純資産の部**	
その他	32,101	**株主資本**	**5,147,052**
投資その他の資産	**2,788,973**	**資本金**	**653,352**
投資有価証券	1,774,105	**資本剰余金**	**488,675**
関係会社株式	369,316	資本準備金	488,675
長期繰延税金資産	438,093	**利益剰余金**	**5,231,455**
差入保証金	115,631	利益準備金	29,095
ゴルフ会員権	10,920	その他利益剰余金	5,202,360
保険積立金	78,033	別途積立金	810,000
その他	2,872	繰越利益剰余金	4,392,360
		自己株式	**△1,226,430**
		評価・換算差額等	**327,197**
		その他有価証券評価差額金	**327,197**
		純資産合計	**5,474,250**
資産合計	**9,806,984**	**負債純資産合計**	**9,806,984**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		13,394,117
売上原価		10,701,437
売上総利益		2,692,680
販売費及び一般管理費		1,506,695
営業利益		1,185,984
営業外収益		
受取利息	17	
有価証券利息	70	
受取配当金	40,662	
投資事業組合運用益	23,649	
助成金収入	20,775	
保険事務手数料	4,374	
受取保険金	3,674	
その他	5,102	98,326
営業外費用		
支払利息	696	
投資事業組合管理料	3,167	
租税公課	3,008	
その他	235	7,108
経常利益		1,277,202
特別利益		
固定資産売却益	2,217	2,217
特別損失		
固定資産除却損	277	
投資有価証券評価損	3,020	
特別退職金	9,570	
その他	285	13,152
税引前当期純利益		1,266,267
法人税、住民税及び事業税	498,980	
法人税等調整額	120,785	619,766
当期純利益		646,501

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
				利益準備金	その他利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	653,352	488,675	488,675	29,095	810,000	3,849,402
会計方針の変更による累積的影響額						66,806
会計方針の変更を反映した当期首残高	653,352	488,675	488,675	29,095	810,000	3,916,209
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△170,349
当期純利益						646,501
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	476,151
当期末残高	653,352	488,675	488,675	29,095	810,000	4,392,360

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	4,688,497	△1,226,430	4,604,094	106,433	106,433	4,710,527
会計方針の変更による累積的影響額	66,806		66,806			66,806
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,755,304	△1,226,430	4,670,900	106,433	106,433	4,777,334
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△170,349		△170,349			△170,349
当期純利益	646,501		646,501			646,501
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				220,763	220,763	220,763
事業年度中の変動額合計	476,151	－	476,151	220,763	220,763	696,915
当期末残高	5,231,455	△1,226,430	5,147,052	327,197	327,197	5,474,250

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
② 関係会社株式	移動平均法による原価法
③ その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
④ たな卸資産の評価基準及び評価方法	
・仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　６年から39年 車両運搬具及び工具、器具及び備品　２年から15年
② 無形固定資産（リース資産を除く）	
・市場販売目的のソフトウェア	見込販売収益に基づく償却額と見込販売有効期間（３年以内）に基づく均等配分額のいずれか大きい金額を計上しております。
・自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産	定額法によっております。
③ リース資産	
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
② 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務に基づき計上しております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から費用処理しております。
③ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
　工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
・その他の工事
　工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が103,801千円減少し、繰越利益剰余金が66,806千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　169,470千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権	8,651千円
②　短期金銭債務	199,687千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　売上高	428千円
②　仕入高	1,713,215千円
③　その他の営業取引高	9,727千円
④　営業取引以外の取引高	4,265千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	584,279株	－株	－株	584,279株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	209,835千円
社会保険料損金不算入	28,755千円
未払事業税	22,249千円
その他	10,176千円
繰延税金資産（流動）合計	271,016千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	542,196千円
役員退職慰労引当金	177,142千円
その他	19,460千円
繰延税金資産（固定）小計	738,799千円
評価性引当額	△139,759千円
繰延税金資産（固定）合計	599,040千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	157,515千円
その他	3,431千円
繰延税金負債（固定）小計	160,946千円
繰延税金資産純額	709,109千円

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,446円09銭
(2) １株当たり当期純利益	170円78銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社エヌアイデイ

取締役会　御中

新宿監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　田中　信行　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　遠藤　修介　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エヌアイデイの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌアイデイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社エヌアイデイ

取締役会　御中

新宿監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　田中　信行　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　遠藤　修介　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エヌアイデイの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

株式会社エヌアイデイ　監査役会

常勤監査役　千　保　郁　夫　㊞

社外監査役　菅　井　源太郎　㊞

社外監査役　石　引　庄　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆様への利益還元を行うことを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、更なる経営基盤の強化、積極的な事業展開、組織・運営効率の向上、及び財務体質の強化を図りつつ、各期の業績、将来の事業展開、配当性向等を勘案しながら、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

上記に基づき、当期の期末配当につきましては、最近の業績や今後の見通し、株主の皆様への利益還元等を総合的に勘案いたしまして、前期末配当より２円増配することとし、以下のとおり１株につき47円とさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金47円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、177,920,897円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条及び第36条の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（社外取締役の責任限定契約） 第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任限定契約） 第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（社外監査役の責任限定契約） 第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任限定契約） 第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役10名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会においてより機動的に意思決定が行えるよう取締役２名を減員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小森孝一 （昭和９年３月１日生）	昭和42年５月　当社代表取締役社長 昭和47年12月　当社代表取締役専務（合併による変更） 平成２年５月　当社代表取締役副社長 平成５年６月　当社代表取締役社長 平成12年10月　当社経営企画本部長 平成17年６月　当社代表取締役会長 平成25年６月　当社取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 一般財団法人小森文化財団　代表理事	549,282株
2	鈴木清司 （昭和16年６月６日生）	昭和44年10月　株式会社コンピュータ・マーケティング（現当社）入社 平成元年６月　当社取締役 平成９年６月　当社常務取締役　当社事業本部長 平成15年６月　当社代表取締役専務 平成17年６月　当社代表取締役社長（現任）	104,092株
3	小森俊太郎 （昭和39年９月３日生）	平成９年６月　当社監査役 平成12年６月　当社取締役 平成14年４月　当社財務部長 平成19年４月　当社常務取締役　事業本部長 平成22年４月　当社専務取締役 平成25年６月　当社代表取締役専務（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社NID・IS　取締役 株式会社NID東北　取締役 株式会社NID・IE　取締役	630,460株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	馬場常雄 （昭和23年４月19日生）	昭和42年８月　当社入社 平成２年６月　当社総務部長 平成５年６月　当社取締役 平成17年６月　当社常務取締役　経営企画本部長 平成20年10月　当社常務取締役　経営企画本部長　兼　情報管理室長 平成22年４月　当社常務取締役　管理本部長　兼　情報管理室長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社NID・IS　代表取締役 株式会社NID東北　取締役 株式会社NID・IE　取締役	73,050株
5	北雅昭 （昭和27年７月７日生）	昭和48年４月　当社入社 平成14年４月　ネットワークソリューション事業部長 平成15年６月　当社取締役（現任） 平成22年４月　当社事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社NID・IS　取締役 株式会社NID東北　取締役 株式会社NID・IE　取締役	28,900株
6	盛満敏昭 （昭和34年５月15日生）	昭和54年10月　当社入社 平成16年４月　当社ネットワークソリューション第１部長 平成20年４月　当社ネットワークソリューション副事業部長 当社ANAネットワークソリューション部長 平成22年４月　当社ネットワークソリューション事業部長（現任） 平成24年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社NID・IE　代表取締役	4,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	石井 廣（いしい ひろし） （昭和33年11月28日生）	昭和56年４月　株式会社高見澤電機製作所入社 昭和62年７月　同社退社 昭和62年８月　株式会社エヌアイデイ・アイエス（現株式会社NID・IS）入社 平成18年４月　株式会社NID・IS事業部長 平成22年４月　当社出向 当社通信システム事業部長（現任） 平成24年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社NID東北　代表取締役	5,200株
8	濱田 清（はまだ きよし） （昭和13年８月５日生）	昭和36年４月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 昭和59年３月　同行退社 昭和61年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 濱田法律事務所代表（現任） 平成15年６月　当社監査役 平成26年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 濱田法律事務所　代表	5,000株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．濱田清氏は、社外取締役候補者であります。
３．濱田清氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
４．濱田清氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

５．当社は、会社法第427条第１項に基づき、当社定款において会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、濱田清氏の選任が承認された場合は、当社と同氏との間で当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。
６．当社は濱田清氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役菅井源太郎氏は任期満了となり、監査役石引庄一氏は辞任されます。つきましては、新たに監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	千年雅行（ちとせまさゆき） （昭和33年２月27日生）	昭和55年９月　平川会計事務所（現税理士法人平川会計パートナーズ）入所 昭和58年４月　和田会計事務所入所 昭和60年８月　千年行光税理士事務所入所 平成15年７月　内神田会計事務所入所	－株
2	松山元（まつやまはじめ） （昭和41年９月18日生）	平成４年11月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成13年１月　松山公認会計士事務所開設（現任） 平成20年１月　MAO合同会社代表社員（現任） 平成20年６月　石井食品株式会社社外監査役（現任） 平成26年３月　株式会社タンガロイ社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 松山公認会計士事務所所長 MAO合同会社代表社員 石井食品株式会社社外監査役 株式会社タンガロイ社外監査役	－株

（注）１．千年雅行氏及び松山元氏は、新任の監査役候補者であります。

２．千年雅行氏及び松山元氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．千年雅行氏及び松山元氏は、社外監査役候補者であります。

４．（１）千年雅行氏を社外監査役候補者とした理由は、永年にわたり会計事務所に勤務されており、豊富な知識と経験を当社の監査に

反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（2）松山元氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する豊富な知識と経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5．当社は、会社法第427条第１項に基づき、当社定款において会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、千年雅行氏及び松山元氏の選任が承認された場合は、当社と両氏との間で当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

6．千年雅行氏及び松山元氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
石井慎一（いしいしんいち） （昭和41年11月20日生）	平成６年４月　弁護士登録（東京弁護士会） 清水法律事務所入所 平成11年４月　双葉法律事務所入所（千葉県弁護士会） 平成18年２月　石井法律事務所開設 （重要な兼職の状況） 石井法律事務所（弁護士）	－株

（注）１．石井慎一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．石井慎一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．石井慎一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．当社は、会社法第427条第１項に基づき、当社定款において会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、石井慎一氏が社外監査役に就任した場合は、当社と同氏との間で当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

５．石井慎一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役田辺学氏及び下山和郎氏、監査役菅井源太郎氏は任期満了により、監査役石引庄一氏は辞任により退任されます。

つきましては、各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな）	略歴
田辺（たなべ）　学（さとし）	平成17年６月　当社取締役（現任）
下山（しもやま）　和郎（かずお）	平成19年６月　当社取締役（現任）
菅井（すがい）　源太郎（げんたろう）	平成12年６月　当社社外監査役（現任）
石引（いしびき）　庄一（しょういち）	平成26年６月　当社社外監査役（現任）

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　千葉県香取市佐原イ525－１
佐原商工会議所　４階大ホール
電話　0478－54－2244

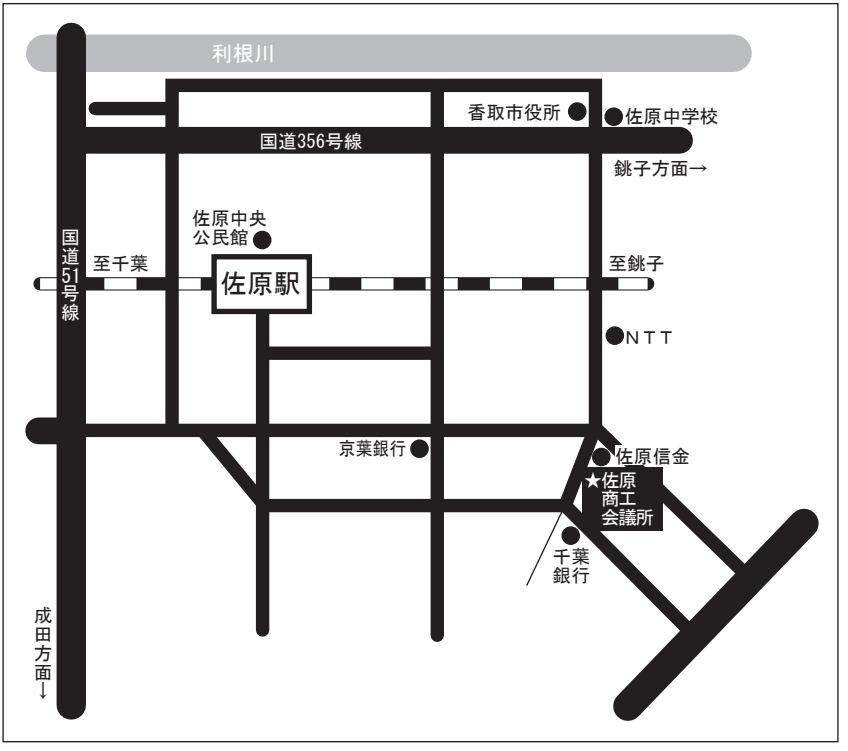

交通　ＪＲ成田線　佐原駅から徒歩10分